

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成30年12月27日(木) 午前9時30分から午前11時00分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202 会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席 15名、欠席 3名、欠員1名)】  出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、6番松澤一久委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：5番園田岳彦委員、16番川合次夫委員、18番上原スミ子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席3名)】  出席委員：8番伊井一夫委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員  (以上 出席 18名)</p>
出席職員	池田農業委員会事務局長、舟本同次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	19番 委員
	3番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて  
No.14～No.15 2件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて  
No.25～No.29 5件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.50～No.57 8件
- 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について  
No.52 1件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3026～No.3027 2件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5039～No.5044 6件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について  
No.307～No.387 81件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
No.41～No.45 5件

### 日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について  
1月31日(木) 定例総会
- イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は5番園田岳彦委員、16番川合次夫委員、18番上原スミ子委員の3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>また、本日は推進委員の8番伊井一夫委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員からもご出席いただいています。</p> <p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、19番樋口委員及び3番大島委員を指名いたします。</p> <p><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;</b></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>14番大野地区の件ですが、大野地内の2筆110㎡について、転用許可に基づき、道路敷地になっております。</p> <p>15番大和川地区の件ですが、大和川地区内の1筆39㎡について、住宅敷地になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>

議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b>  報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。  説明いたします。2頁をご覧ください  25 番浦本地区の件ですが、間脇、中宿地内の4筆834㎡について、高齢のため、休耕するものです。  26 番上早川地区の件ですが、砂場地内の6筆229.77㎡について、労力不足のため休耕するものです。  27 番大和川地区の件ですが、大和川、厚田地内の3筆823.79㎡について、9月に3条許可で取得した農地と一体的に活用したいため増反申請するものです。  28 番今井地区の件ですが、岩木地内の5筆755.3㎡について、高齢のため休耕するものです。  29 番根知地区の件ですが、山寺地内の2筆270㎡について、労力不足のため休耕するものです。  以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>「なし」と呼ぶものあり  異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b>  報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。  説明いたします。4頁をご覧ください。  50 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆4,730㎡について、労力不足ため解約し、その後は他の方に貸し付けます。  51 番大和川、西海地区の件ですが、大和川、羽生地内の10筆3,716㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。  52 番西海地区の件ですが、真光寺地内の10筆9,240㎡について、</p>

	<p>耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>53 番西海地区の件ですが、粟倉地内の1筆 257 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>54 番西海地区の件ですが、粟倉地内の1筆 159 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>55 番今井地区の件ですが、岩木地内の1筆 234 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>56 番今井地区の件ですが、頭山地内の1筆 29 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>57 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆 4,787 m<sup>2</sup>について、他の方に譲渡するため解約するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p>&lt;報告第4号 農地使用貸借契約の解約について&gt;</p> <p>報告第4号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>52 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆 676 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長 荻野委員	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>52 番の申請人の年齢が申請人のお母さんの年齢になっているようです。申請人の年齢の訂正をお願いします。</p>
木島係長	<p>申し訳ありません。申請人の年齢を間違っていましたので、訂正します。</p>
議長	<p>それでは、申請人の年齢を修正してください。</p> <p>その他意見ございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>3026 番糸魚川地区の件ですが、寺町5丁目地内の1筆505㎡について売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は市道古新田線付近の場所です。譲渡人は、高齢で耕作が困難なことから、申請地と隣接する農地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、糸魚川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3027 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆4,787㎡について売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は市道北部1号線沿いの場所です。譲受人は申請地を取得し規模拡大を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>[地区委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>5039番大和川地区の件ですが、田伏地内の3筆1,507㎡について、駐車場及び庭園敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン沿いの場所です。申請人は檀家の高齢者から寺の近くに駐車場が欲しいとの要望があり、申請地を譲り受け、参拝用駐車場及び憩いの場としての庭園を整備したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5040番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆195㎡について、住宅敷地のための永年の使用貸借権設定です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、県道川尻小谷糸魚川線沿いの場所です。申請人は、住宅を建て替えるにあたり、現在居住している場所は土砂崩れ等の自然災害の恐れがあるため、申請地を借り受け住宅を建築したいものです。農地の区分は、イ(イ)-c-(e) (居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものである。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5041番糸魚川地区の件ですが、東寺町1丁目地内の1筆167㎡について、店舗併用住宅建築敷地のための20年間の賃借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、県道西中糸魚川線沿いの場所です。申請人は、指圧師を業務としており、診療所を開設するため申請地を賃借し、施術室を備えた店舗併用住宅敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥</p>

当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5042 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆701㎡について、工事用車両駐車場敷地のための2か月間の賃借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道ヒバリ田3号線沿いの場所です。申請人は、隣接する敷地に建築物の請負施工しているが、出入業者の工事用車両置場が不足しているため、申請地を借り受け、工事用車両駐車場敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5043 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の6筆5,952㎡について、ブロック製作ヤード敷地のための10年間の賃借権設定です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道孤島線沿いの場所になります。申請人は、現在申請地をブロック製作ヤードとして利用しているが、引き続き申請地を借り受け利用したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5044 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の1筆624㎡について、土砂仮置場のための2年間賃借権設定です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道北部3号線沿いの場所になります。申請人は、能生北部圃場の畦畔補強工事を実施しているが、申請地を借り受け、使用する土砂の仮置場として利用したいものです。農地の区分は、イ(イ)-b (一時的な利用に供するもので、当該利用の目的を達成するため必要と認められるもの。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

なお、これは市の事業であります。事業の開始が10月半ばであり、土砂の仮置き場の選定を急いでいたため、5条の手続きを失念し、事後申請となったものです。担当課には今後、適正な事務手続きをするように指導しました。

以上で、説明を終わります。ご審議願います。



議長 池田事務局長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>5044 番につきましては、私が、農業委員会の事務局長という立場であるのですが、一方で農林水産課を預かる農林水産課長でもあります。農林水産課が予算の所管をして発注した工事であります。法令遵守をしなければならない立場でありながらこのようなことになってしまい大変申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないように徹底してまいります。よろしく願いいたします。</p>
伊藤(昭) 委員	<p>局長から説明がありましたように、事後承諾という形なのですが、地域の方も内容がわからず、家でも建てるのか、などの話を聞いたものですから。実際そうではなく畦畔補強工事をしているとのことだったので、役所としても模範的な立場であるわけですから所定の手続きを取って事業をやって頂きたいと思います。</p>
議長	<p>その他意見ございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</b></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、81件ございます。</p> <p>このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが4件ございます。まず、大島委員の案件を先に審議しますので、大島委員、退席をお願いします。</p>
伊藤主査	<p>〔大島委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。16頁をご覧ください。</p> <p>334番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆1,208㎡について、更新するものです。</p> <p>335番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆1,581㎡について、更新するものです。</p> <p>336番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆44㎡について、更新するものです。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔大島委員入室〕</p>
議長	<p>次に伊藤(昭)委員の案件を審議します。伊藤(昭)委員、退席をお願いします。 〔伊藤(昭)委員退室〕</p>
伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。24 頁をご覧ください。 372 番能生谷地区の件ですが、榎地内の 7 筆 402.91 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔伊藤(昭)委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>それでは、残りの案件の説明を求めます。 説明いたします。10 頁をご覧ください。 307 番下早川地区の件ですが、東海地内の 1 筆 1,166 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。 308 番下早川地区の件ですが、東海地内の 1 筆 690 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。 309 番下早川地区の件ですが、東海地内の 2 筆 2,205 m<sup>2</sup>について、更新するものです。 310 番下早川地区の件ですが、道明、西谷内地内の 4 筆 3,126.40 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。 311 番下早川地区の件ですが、上覚地内の 1 筆 1,224 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p>

312 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の3筆7,949 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

313 番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆3,026 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

314 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆1,217 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

315 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆3,017 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

316 番下早川地区の件ですが、四ツ屋、清水山地内の2筆991 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

317 番下早川地区の件ですが、四ツ屋、東川原、清水山地内の3筆4,660 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

318 番下早川地区の件ですが、東川原、清水山、上出地内の13筆9,035 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

319 番下早川地区の件ですが、清水山地内の6筆2,349 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

320 番下早川地区の件ですが、清水山地内の4筆2,680 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

321 番下早川地区の件ですが、清水山地内の1筆753 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

322 番下早川地区の件ですが、清水山地内の1筆985 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

323 番下早川地区の件ですが、日光寺地内の16筆5,874.61 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

324 番下早川地区の件ですが、日光寺地内の7筆4,353 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

325 番下早川地区の件ですが、日光寺地内の1筆1,429 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

326 番下早川地区の件ですが、日光寺地内の1筆3,325 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

327 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の4筆319.51 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

328 番下早川地区の件ですが、東海地内の3筆1,079 m<sup>2</sup>について、

更新するものです。

329 番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆961㎡について、更新するものです。

330 番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内の5筆5,699㎡について、更新するものです。

331 番下早川地区の件ですが、堀切地内の6筆7,959㎡について、更新するものです。

332 番下早川地区の件ですが、上出地内の3筆6,177㎡について、更新するものです。

333 番下早川地区の件ですが、下出地内の1筆1,378㎡について、更新するものです。

337 番下早川地区の件ですが、西塚地内の8筆3,808㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

338 番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆58㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

339 番西海地区の件ですが、羽生地内の3筆1,010㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

340 番西海地区の件ですが、栗倉地内の2筆676㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

341 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,675㎡について、更新するものです。

342 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆610㎡について、更新するものです。

343 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,190㎡について、更新するものです。

344 番西海地区の件ですが、田中地内の3筆1,825㎡について、更新するものです。

345 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆314㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

346 番糸魚川地区の件ですが、東寺町2丁目地内の4筆2,031㎡について、更新するものです。

347 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆1,788㎡について、更新するものです。

348 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,011㎡について、更新するものです。

349 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆3,425㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

350 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆676㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

351 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆4,973㎡について、更新するものです。

352 番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆3,434㎡について、更新するものです。

353 番根知地区の件ですが、蒲池地内の3筆4,522㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

354 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の4筆2,196㎡について、更新するものです。

355 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の4筆2,548㎡について、更新するものです。

356 番能生谷地区の件ですが、柱道、鷲尾地内の3筆1,305㎡について、更新するものです。

357 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の1筆415㎡について、更新するものです。

358 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の1筆142㎡について、更新するものです。

359 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の1筆198㎡について、更新するものです。

360 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の6筆2,931㎡について、更新するものです。

361 番能生谷地区の件ですが、柱道、鷲尾地内の5筆2,590㎡について、更新するものです。

362 番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆1,085㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

363 番能生谷地区の件ですが、大王地内の2筆2,573㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

364 番能生谷地区の件ですが、島道地内の4筆2,056㎡について、

更新するものです。

365 番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆1,441㎡について、更新するものです。

366 番能生谷地区の件ですが、島道地内の3筆1,641㎡について、更新するものです。

367 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆816㎡について、更新するものです。

368 番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆1,570㎡について、更新するものです。

369 番能生谷地区の件ですが、島道地内の3筆4,350㎡について、更新するものです。

370 番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆3,988㎡について、更新するものです。

371 番能生谷地区の件ですが、藤後、槇地内の21筆3,166.85㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

373 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆818㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

374 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆4,730㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

375 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆2,426㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

376 番根知地区の件ですが、東中地内の3筆5,637㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

377 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆433㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

378 番根知地区の件ですが、栗山地内の3筆2,817㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

379 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆1,673㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

380 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆2,269㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

381 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆1,156㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

<p>議長 松澤委員 伊藤主査  土澤委員  松澤委員  伊藤主査  松澤委員 伊藤主査 松澤委員 議長</p>	<p>382 番根知地区の件ですが、栗山地内の2筆832㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>383 番根知地区の件ですが、大工屋敷地内の1筆2,235㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>384 番根知地区の件ですが、山口地内の2筆1,044㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>385 番根知地区の件ですが、山口地内の1筆1,853㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>386 番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆2,314㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>387 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆2,020㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>365番から370番の小作料は全部なしですか。</p> <p>使用貸借ということで、なかには年金の関係もありまして経営移譲で使用貸借契約がずっと更新されてきております。</p> <p>ほとんど山間地なので、賃借料なしでも作って頂きたいという要望が多いそうで、こういった結果になっております。</p> <p>今後、中山間地の山手の方では賃借料を支払うのであれば作れないというケースが増えていくのではないかと心配しています。</p> <p>農地中間管理機構を通しているところで、賃借料が記載されているところとそうでないところがありますが、支払いはどのような形なのでしょうか。</p> <p>農地中間管理機構と所有者が契約をしまして、それについては機構から所有者に支払われます。その際0.5%の手数料がかかるということになります。</p> <p>記載のないところは賃借料なしということですか。</p> <p>賃借料なしの場合は現物で納めることが多いかと思います。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他意見ございませんでしょうか。</p>
--	---

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b></p>
議長	<p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。28頁をご覧ください。</p>
	<p>41番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆818㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>42番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆4,730㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>43番根知地区の件ですが、栗山、大工屋敷、蒲池、山口地内の14筆16,626㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>44番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆1,018㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>45番根知、今井地区の件ですが、根小屋、東中、西川原地内の5筆10,083㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
	<p>異議なしと認めます。ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p>
	<p><b>日程第4＝その他</b></p>



<p>議長</p> <p>木島係長</p>	<p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1/31(木) 午後1:00～ 201・202 会議室</li> </ul> <p>イ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員の募集について</li> </ul> <p>加藤委員さんがお亡くなりになられて、糸魚川地区が不在という形になります。事務局として委員の補充を考えています。補充につきましては1か月間の募集期間を設けて、その後、市議会に上程し承認をいただいて市長が任命という流れになります。今後の予定は、1月の後半から2月後半までの1か月間募集期間の設定をさせていただき、3月に選考委員会を開き、その後市議会へ人事案件ということで上程をしていきます。市議会で承認されればその後速やかに任命という形になります。その間3か月程ありますので、糸魚川地区周辺の農業委員からカバーをしていただく形で進めていきたいと考えています。カバーをしていただく方については、園田委員、荻野委員、鷺沢委員、糸魚川地区担当の伊井推進委員さんから、新しい委員が決まるまでお願いをしたいと考えています。よろしくお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬条例の改正について</li> </ul> <p>12月の市議会に上程をさせて頂いて、議会から承認をいただきました。今後、施行が4月1日からであります。農地利用最適化の推進を強化することを目的として、国の方で創生された交付金であります。皆さんからは地区で活動をより一層してもらいたいと思います。貸し借りの相談や 遊休農地の解消等の活動を今後考えておりますので、農家の意向調査、戸別訪問等、それぞれの活動をしっかりお願いしたいと思います。報酬につきましては、活動に応じた上乘せ報酬を考えております。皆さんから提出して頂きます活動記録簿を参考に算定をしていきたいと考えておりますので、農家からの相談等、しっかり記入して頂き提出をお願いしたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>

